河内町空き家等解体費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、老朽空き家等について、適正な空き家の解体・除却を促進し、放置空き家による環境や景観の悪化を防ぎ、健全で快適なまちづくりを推進するため、老朽空き家等の解体及び撤去を行う者に対し、予算の範囲内でその経費の一部を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業）

第２条　補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条第１項の規定による許可又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成１２年法律第１０４号）第２１条第１項の規定による登録を受けた解体工事業者が行う補助対象工事となる空き家等（以下「補助対象空き家等」という。）の解体とする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事は、補助対象工事としないものとする。

（１）補助金の交付を決定する前に着手した工事

（２）補助対象空き家等の一部を解体する工事

（３）建て替えを目的とした工事

（４）他の制度による補助金等の交付を受けようとする工事

（５）当該年度内に事業が完了しない工事

（６）その他町長が補助の対象として適当でないと認める工事

（対象経費）

第３条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

（１）補助対象空き家等の解体費用

（２）補助対象空き家等の解体により生じた廃材等の収集運搬費用及び処分費

（３）前２号に係る諸経費

（補助金の額）

第４条　補助金の額は、補助対象経費の合計額に２分の１を乗じて得た額（１，０００円以下は、切り捨てるものとする。）とし、５０万円を上限とする。

（補助対象空き家等）

第５条　補助対象空き家等は、次の各号のいずれにも該当する建築物とする。ただし、町長が必要と認めるときは、この限りでない。

（１）補助金交付申請時点で補助対象空き家及び同一敷地内の他の建物並びにその　敷地が使用されていないこと又は所有者が死亡した後、使用されていないこと。

（２）個人が所有し、町内に存する建築物であり、賃貸を目的として建てられたものでないこと。

(３) 居住を目的に建築された一般住宅及び併用住宅（人の居住の用に供する部分及び店舗、事務所を併せもつ住宅をいう。）

(４) 所有権以外の権利が設定されていないこと。

(５) 公共事業による移転等の補償の対象でないこと。

(６) 町から補助金の交付を受け新築、増築、改築及び改修等の工事を行った場合は、当該工事を行ってから５年を経過していること。

２　前項各号の規定にかかわらず、倒壊のおそれがある等公益上必要があると町長が認めるときは補助対象空き家等とすることができる。

（補助対象者）

第６条　補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（１）補助対象空き家等の所有者又はその相続人（以下「所有者等」という。）であること。

（２）申請時において、町税等を滞納していないこと。この場合において、２人以上で共有する補助対象空き家等（以下「共有物」という。）であるときは、当該共有者全員（納税等をする者が所有者等と異なるときは、納税等をする者を含む。）が町税等を滞納していないこと。

（３）所有者等（補助対象空き家等が共有物である場合には、当該共有者全員）が河内町暴力団排除条例第２条第２号又は第３号に規定する暴力団員等でないこと（同一世帯のものも含む）。

２　前項の規定にかかわらず、補助対象空き家等が共有物である場合、当該共有者全員から当該共有物の解体工事について同意が得られた場合に限り、補助対象者とすることができる。

（交付申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、空き家等解体費補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、事業を実施した日から６か月以内に提出しなければいけない。

（１）補助対象工事に要する費用が分かる見積書及びその内訳書の写し

（２）補助対象空き家等付近の案内図及び現況写真

（３）相続人が申請する場合は、所有者の戸籍謄本や除籍謄本、その他申請者と補助対象空き家等の所有者の関係が確認できるもの

（４）土地及び建物の登記事項証明書

（５）相続人又は共有者がいる場合には、当該補助対象空き家等の解体に係る全員の同意書

（６）その他町長が必要と認める書類

２　町長は前項の規定により申請書の提出を受けて必要がある場合には申請者の許可を得て補助対象空き家等の建築物及びその敷地の調査等を実施することができる。

（交付決定）

第８条　町長は、前条の申請書を受理しその内容を審査した結果、適当と認めるときは、空き家等解体費補助金交付決定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

２　町長は、前項の規定による審査の結果、補助金の交付を不適当と認めるときは、空き家等解体費補助金不交付決定通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

（変更申請）

第９条　補助金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、当該補助金の交付申請の内容に変更が生じたときは、速やかに空き家等解体費補助金変更申請書（様式第４号）に必要書類を添えて、町長に申請し、承認を受けなければならない。

２　町長は、前項の規定による変更申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、空き家等解体費補助金交付変更決定通知書（様式第５号）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告書）

第１０条　交付決定者は、補助対象工事が完了した日から起算して３０日を経過する日までに、空き家等解体費補助金実績報告書（様式第６号）に次に揚げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。

　（１）補助対象工事等の完了を確認することができる写真

　（２）補助対象工事等の請負契約書等の写し

　（３）補助対象工事等の請求書又は領収書の写し

　（４）その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第１１条　町長は、前条の規定による実績報告を受けた場合、その内容を審査し、適当と認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し空き家等解体補助金交付確定通知書（様式第７号）により交付決定者に通知するものとする。

（交付決定の取り消し等）

第１２条　町長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付決定を取り消し、または既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（１）偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（２）前号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

（３）その他町長が補助金の返還を相当と認めたとき。

　（その他）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

　　　　附　則

　この要綱は、令和７年５月１日から施行する。

様式第１号（第７条関係）

　　年　　月　　日

河内町長　様

申請者　住所

氏名

E-mail

電話番号

空き家等解体費補助金交付申請書

　河内町空き家等解体費補助金交付要綱第７条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、本申請に関する審査のため、町職員等が申請対象の空き家およびその敷地内へ立ち入ること、申請書に記載された内容を確認し必要事項を調査することについて承諾します。

裏面につづく

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象経費 | 　　　金　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 補助金交付申請額 | 　金　　　　　　　　　　　　　　　円※補助対象経費の１/２（千円以下切捨て）又は５０万円のいずれか低い額 |
| 補助対象空き家等 | 空き家等所在地 | 河内町 |
| 空き家等所有者（登記） | 住所：氏名： |
| 用　　　　　途 | □一般住宅　　　□併用住宅 |
| 空き家となった時期 | 年　　　　月 |
| 解体工事請負業者 | 請負業者名登録番号・許可番号（　　　　　　　）　第　　　　　号所在地電話番号 |
| 解体工事期間 | 年　　月　　日　　～　　年　　月　　日 |

添付書類を確認し☑してください。

□　補助対象工事に要する費用が分かる見積書及びその内訳書の写し

□　補助対象空き家等付近の案内図及び現況写真

□　相続人が申請する場合は、所有者の戸籍謄本や除籍謄本、その他申請者と補助対象空き家等の所有者の関係が確認できるもの

□　土地及び建物の登記事項証明書

□　相続人又は共有者がいる場合には、当該補助対象空き家等の解体に係る

全員の同意書

□　その他町長が必要と認める書類

様式第２号（第８条関係）

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

河内町長

空き家等解体費補助金交付決定通知書

　　　　年　　月　　日付けで申請のあった空き家等解体費補助金の交付について、下記のとおり決定したので、河内町空き家等解体費補助金交付要綱第８条第１項の規定により通知します。

記

１　補助金交付決定額　　　　　　　　　　　　　円

２　交付の条件

（１）補助対象空き家等の存した敷地について、適正に管理すること。

（２）本事業を実施するにあたり発生したトラブルについては、申請者自身の責任において処理するものとし、町は一切の責任を負わないものとする。

様式第３号（第８条関係）

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

河内町長

空き家等解体費補助金不交付決定通知書

　　　　年　　月　　日付けで申請のあった空き家等解体費補助金の交付について、下記のとおり決定したので、河内町空き家等解体費補助金交付要綱第８条第２項の規定により通知します。

記

理　由

様式第４号（第９条関係）

年　　月　　日

河内町長　様

申請者　住所

氏名

空き家等解体費補助金変更申請書

　　　　年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定を受けた事業について、補助対象工事の内容を変更したいので、河内町空き家等解体費補助金交付要綱第９条第１項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

１　交付金額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 交付決定額（Ａ） | 変更後交付申請額（Ｂ） | 増減額（Ｂ）-（Ａ） |
|  |  |  |

２　変更を受けようとする理由及び内容

|  |
| --- |
|  |

３　添付書類

（１）交付申請時の添付書類のうち変更があるもの

（２）その他町長が必要と認める書類

様式第５号（第９条関係）

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

河内町長

空き家等解体費補助金交付変更決定通知書

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった、空き家等解体費補助金変更申請について承認します。

|  |  |
| --- | --- |
| 当初交付決定額 | 　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 変更後交付決定額 | 　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 内　容 |  |
| 条　件 |  |

様式第６号（第１０条関係）

年　　月　　日

河内町長　様

申請者　住所

氏名

空き家等解体費補助金実績報告書

年　　月　　日付け　第　　号で補助金交付決定の通知を受けた空き家等解体費補助金に係る事業が下記のとおり完了したので、河内町空き家等解体費補助金交付要綱第１０条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

１　補助金請求額　　　　　　　　　　　円

２　補助事業の実施期間

　　　自　　　　年　　月　　日　　～　　至　　　　年　　月　　日

３　添付書類

　　（１）補助対象工事等の完了を確認することができる写真

　　（２）補助対象工事等の請負契約書等の写し

　　（３）補助対象工事等の請求書又は領収書の写し

　（４）その他町長が必要と認める書類

**裏面につづく**

【振込先】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 金融機関 | □銀行　□組合□信用金庫　□（　　　　 ） | □本店　□支店□支所　□出張所 |
| 金融機関コード |  |  |  |  | 支店コード(店番) |  |  |  |
| 預金種別 | □ 普通預金　　　□ 当座預金 |
| 口座番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| フリガナ |  |
| 口座名義人 | （注）口座名義人は、申請者と同一にしてください。 |

様式第７号（第１１条関係）

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

河内町長

空き家等解体補助金交付確定通知書

　　　　年　　月　　日付けで申請のありました空き家解体費交付金について、河内町空き家等解体費補助金交付要綱第１１条規定により次のとおり通知します。

記

１　交付確定額　　　　　　　　　　　　　　　　円

２　振込年月日　　　　令和　　　年　　　月　　　日

３　振込先金融機関

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 |  | 支店名 |  |
| 口座種類 |  | 口座番号 |  |
| 口座名義 |  |